

再生利用個別指定業指定申請添付書類一覧表

No.	添 付 書 類		新規	更新	変更
1	再生利用個別指定事業計画の概要を記載した書類	(様式第一号の1 (共通))	●	△	●
		(様式第一号の2 (再生輸送関係))	●	△	△
		(様式第一号の3 (再生活用関係))	●	△	●
		(様式第一号の4 (共通))	●	△	●
		(様式第一号の5 (再生輸送及び再生活用関係))	●	△	●
2	排出に係る書類	排出事業者の事業場において対象産業廃棄物が生じる過程を記載した書類	●		△
3	車両に関する書類	① 車両の写真又は構造図	●		△
		② 車検証の写し (他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付)	●		△
		③ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真	●		△
4	再生輸送に係る書類	産業廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証の写し (受講者は、再生輸送業者の役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。)	●	●	●
積替え保管に関する書類 (積替え保管を含む場合)		① 保管施設の平面図、立面図、構造図、保管計画書及び付近の見取図	△		△
		② 当該土地の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	△		△
		③ 建物がある場合は、建物の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	△		△
		④ 公図 (保管場所の位置を記載してください)	△		△
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書 (公道等を挟んでいる土地は不用)	△		△
		⑥ 他法令チェック票	△		△
⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	△		△		
6	再生活用の用に供する施設に関する書類	① 事業場全体図面 (施設、保管場所、建物の位置を記載してください)	●		△
		② 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	●		△
		③ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し	●		△
		④ 中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類 (申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等)	●		△
		⑤ 中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書	●		△
		⑥ 事業場付近の見取図	●		△
7	再生活用の用に供する土地に関する書類	① 当該土地の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	●		△
		② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	●		△
		③ 公図 (施設、保管場所の位置を記載してください)	●		△
		④ 土地所有者の承諾書 (土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用)	●		●
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書 (公道等を挟んでいる土地は不用)	●		●

		⑥ 他法令チェック票	●		△
		⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△
8		再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第二号(再生活用関係))	●		△
9		産業廃棄物の処分に関する講習の修了証の写し(受講者は、再生活用業者の役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。)	●	●	●
10	再生品に係る書類	① 再生品が適合するべき日本工業規格その他これに準ずる規格等を記載した書類	●		△
		② 再生品の性状を記載した書類	●		△
		③ 再生品の取引価値を記載した書類(再生品の譲渡価格のほか、名目を問わず処理料金に相当する金品、再生品の運送費等の諸経費を併せて記載すること。)	●		△
11	再生品使用に係る書類	① 再生品の使用の方法を記載した書類(埋め戻し材の再生利用にあつては、埋め戻しの施工計画及び施工管理の方法)	●		△
		② 再生品を使用に供する場所の付近の見取図	●		△
		③ 他法令チェック票	●		△
		④ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△
12	再生輸送及び再生活用に係る書類	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第三号の1(再生輸送関係)及び様式第三号の2(再生活用関係))	●	●	●
13		金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△	△
14		再生輸送業者、再生活用業者の直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳、売上(又は製造等)原価の内訳を含む。)、株主資本変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し(別表1(1)、別表4)、確定申告書の添付書類の写し(勘定科目内訳明細書のうち買掛金(未払金・未払費用)の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書)及び法人税の納税証明書	●	●	●
15		今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書(提出が必要かどうかは、経理的基礎に関する審査の考え方を参照すること。)	△	△	△
16		排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(※1)(定款、寄附行為は原本証明してください)	●	●	●
17	排出、再生輸送、再生活用及び再生品使用に係る共通書類	排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面(別添の誓約書例) ・法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者 ・廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号に規定する不利益処分を受け、その特定不利益処分を受けた日から5年を経過しない者 ・廃棄物処理法又は廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の規定(知事が定めるものに限る。)に違反し、その違反行為があつた日から5年を経過しない者	●	●	●
18		排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し(※2)	●	●	●
19		排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(※2)(これらの者が法人の場合は、登記事項証明書(※1))	●	●	●
20	政令使用人に関する書類	① 排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者に令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)がある場合には、その者の住民票の写し(※2)	●	●	●
		② その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書(別添の証明書例)	●	●	●

2 1	<p>(1) 申請者が個人である場合 申請者、法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者の法定代理人及び政令使用人に係る申立書(※ 3)</p> <p>(2) 申請者が法人である場合 法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書(※ 3)</p>	●	●	●
-----	--	---	---	---

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

※ 1 …履歴事項全部証明書

※ 2 …本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書又は外国人登録証明書とする。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※ 3 …欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

(注) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

(注) 申請に必要な部数は3部です。